

第3次高山市男女共同参画基本計画の見直し案（骨子）

1. 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定する「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的計画」
- ・高山市男女共同参画推進条例第8条に基づき策定する「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（子育て支援課所管事項）について、これを一体のものとして策定する計画

2. 見直しの理由

- ・現行の計画期間が平成26年度で終了
- ・第3次男女共同参画基本計画までの検証結果及び社会情勢の変化への対応
- ・第八次総合計画をはじめとする各種計画との整合

3. 計画期間

- ・平成27年度～平成31年度（5年間）

4. 見直しのポイント（詳細別紙）

(1) 協働のまちづくりの視点の導入

- ・現在進めている協働のまちづくりにおいて、地域で性別にかかわらず個性や能力が発揮できることが、現在進めている協働のまちづくりにおいては重要であり、その視点を反映する。

(2) 事業者・地域の主体的な取り組みの促進

- ・これまで行政が主体的に実施していた男女共同参画にかかる啓発について、事業者や地域においても主体的に取り組むことが重要であることから、これを反映する。

(3) 市民意識調査結果の反映

- ・平成24年度実施の市民意識調査結果の分析により、個々の相互理解に基づく

支えあいや協力による、行動基準としての男女共同参画意識の定着が求められていることから、これを反映する。

5. 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 高山市男女共同参画推進懇話会への協議
- (3) 計画の公表